

埼玉県川口市長措置請求書

埼玉県川口市長に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

川口市の発行する広報誌『広報かわぐち』は市が町会に対し配布手数料を支払い町会加入者のみに各戸配布を行ない、町会に加入していないものには配布しない事実がある。

任意団体である町会加入の有無を以て市民を差別をすることは違法行為であり、この違法行為による支出は財務会計上、違法かつ不当である。

2、本件支出の違法性、不当性は以下のとおりである。

- ①地方自治法第一条。「民主的にして能率的な：地方公共団体の健全な発展..」
- ②地方自治法第二条十二項。「法令の規定は地方自治の本旨に基づいて、これを解釈し。」
- ③地方自治法第十条二項。「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」
『役務の提供』とは地方自治体が住民に対してサービスをすることを言い『等しく受ける』とは、住民ならば何人も同じ資格で差別無く平等に享受できることを言う。

3、したがって、本件行為が2、に示す法に違反した公金支出である事は明白である。

依って川口市長岡村幸四郎及び全ての支出手続き担当者は本件『広報かわぐち配布に際し町会加入の有無を持って市民を差別している行為』の費用（配布手数料）を全額、市に返還し今後差別をしないよう勧告されたい。

4、請求者

埼玉県川口市（氏名等削除しました）
埼玉県川口市（氏名等削除しました）
埼玉県川口市（氏名等削除しました）
埼玉県川口市（村 松 幹 雄）

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成九年十一月十三日

埼玉県川口市監査賛殿。

監査請求書別紙

本件『広報かわぐち配布に際し町会加入の有無を以て市民を差別している行為』についての事実証明書

「広報かわぐち」の戸別配布は市が配布手数料を支払い、町会がこれを行なっていることは町会の会計報告などにその金額が示されるなどし市民の周知する事実である。

また、別紙書証一、二、『川口市役所と町会に関する質問』を提出時に川口市庁舎内にて本件請求人の〇〇〇〇と〇〇〇〇が広報広聴課長および課長補佐と面談した際、補助金、手数料、報奨金、助成金等と引き替えに町会が行なっている業務について見直しが必要ではないか、との意見交換においても本件が話し合われている。

よって右記の事実を以て、地方自治法第二百四十二条一項に定める事実証明とする。

以上

書 証

一号証川口市役所と町会に関する質問(一九九六年七月一五日付)

二号証川口市役所と町会に関する質問(一九九七年五月一日付)

川口市市長
永瀬洋治様

〇〇〇〇市民会議

川口市役所と町会の関係に関する質問

町会は任意団体であります。行政の下部機関であつたり、行政末端の補助機関ではないことは地方自治を論ずる場合、無理の無い認識、常識であると考えられています。この事は自治体の長である市長のご同意を戴けるものと信じております。

しかし残念ながら川口市に於ける行政と町会との関係は、今日に至るも以前からの慣習のままであり交付金、補助金と引き替えに行政の補助機関として活動している面があります。現在実施されている行政の補助機関的活動は長年の慣習によるものであり、いまだ強い地縁関係を持つ町会長、役員の方々を中心とする善意がこれを支えていると思っております

任意団体である町会は行政の補助機関的活動から脱却し、地域社会の問題が町会、自治会と言う枠の中で妥協したり、倭小化することなく市民の意見が直接的に行政へ届くべきであり、町会を通し地区の市議員さんをお願いする従来の慣習もいかがかと思えます。

私達の考え方は上記の通りであります。下記の事柄については良く分かりませんので項目別に、具体的にご教示下さるようお願い申し上げます。

記

- 1、川口市職員に対する教育、研修の中で町会はどのようなものとして扱われていますか。
町会、自治会は任意団体ですか？ 行政の下部機関、補助機関ですか？
- 2、川口市職員に対する教育、研修の中で地方自治の根源となる市民の意識についてはどのような認識で教育、研修がなされているのですか。
市民意識を明確に持ち、市政にも積極的な参加意識を持つべきですか？
川口には川口のやり方があるので今の町会中心型でよいのですか？
- 3、川口市では町会に加入するよう市掲示板などにポスターを掲示していますが任意団体である町会に公費を使い加入を呼びかける理由をお教えてください。
- 4、川口市連合町会長県外視察旅行の内容が明確に公表されていませんがその内容(自治活動に反映されているという研修の具体的な内容、および日程の詳細)をお教えてください。
- 5、川口市連合町会長県外視察旅行を平成八年度も公費により実施すると聞いています。任意団体である連合町会(長)の県外視察旅行に公費を使うことは許されない事と考えます。市長および行政の良識を信ずる者として強く抗議しその中止を求めるものであります。
何故、公費を使い県外視察旅行を行なうのか、その理由をお教えてください。

市長には公務多忙の折、誠に恐縮ですが上記の五項目について文書を以て'96年7月31日迄に、詳細にご教示下さるようお願い申し上げます。

以上

川口市市長
永瀬洋治様

〇〇〇市民会議

川口市役所と町会の関係に関する質問(その2)

表記の件については、先に質問をいたし「川口市役所収受 8, 7, 15 広報広聴課第 66 号」にて受理され回答を戴くこととなっていました。住民監査請求に続く住民訴訟係争中であり回答は一時保留させて欲しいとの貴意向を尊重し今日に至っていることはご承知の通りであります。

しかし残念ながら川口市に於ける行政と町会との関係は、今日に至るも以前からの慣習のままであり『全市合同特別町会長会議』がその後も行なわれ、また、各町会の新年会に清酒二本が届けられている事実もあります。

ご存じの通り行政改革が現内閣の公約でもあり各自治体においても重要課題となっています。当然、川口市に於いても同様であると理解を致しておりますが、それ以前の問題として先に質問を致し回答が保留となっています件に関連し、旧態依然とした状況にある行政の在り方について理解が出来ない部分がありますので、下記の項目についてご教示ください。

記

- 1、市は川口市連合町会長県外視察旅行(『全市合同特別町会長会議』)を平成八年度も公費により実施しましたが、任意団体である連合町会(長)の県外視察旅行に公費を使うことは許されない事と考えます。市長および行政の良識を信ずる者とし強く抗議しその中止を求めていましたが係争中にもかかわらず強行された理曲をお教えください。
- 2、また何故それ程までに公費を使い県外視察旅行を行なうのか、その理由をお教え下さい。
- 3、各町会の新年会に清酒二本が届けられている事実がありますが、その理曲と、如何なる予算項目から支出されたのか、お教え下さい。

市長には公務多忙のおり誠に恐縮ですが、上記の三項目について文書を以て'97年5月16日迄に詳細にご教示下さるようお願い申し上げます。

以上

'97-11-26

広報かわぐち配布に際し町会加入の有無を以て市民を差別している行為』に関する 法第 242 条第 5 項に基づく証拠の提出及び意見陳述(メモ)

私達は川口市の行政と町会との関係について一般市民から見ても、他の市の市民から見てもおかしい事はおかしいと判断される自治体であって欲しいと願っているものであります。また私達は特定政党党派等とは関係の無い市民であり、常に市民の立場で川口市を考え発言をしたいと思っております。時間に制限がありますので要点のみを陳述いたします。

●違法性について。

今回の監査請求書の二に、本件の違法性不当性について述べております。内容中①の地方自治法第 1 条の件は当然の事ながら、②の法第 2 条 12 項の『地方公共団体に関する法令の規定は地方自治の本旨に基づいて、これを解釈し及び運用するようにならなければならない。...』の『地方自治の本旨』に付いて市長らは如何なる解釈をしているのかを先ず聞きたいと思っております。時間に制限がありますので概念的な陳述になりますが常識的一般的解釈として住民自治と団体自治との二つの要素を備えた正しい地方自治を実現させるための趣旨であるはずですが、本件はこの本旨において法に反しております。

③に示す法第 10 条 2 項『住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う』とあり本件の差別は明らかに法に反するものであります。

その他、法第 2 条 13 項には『地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない』また地方財政法第 4 条には『地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない』とも定めています。

これらの法にも関わらず町会は行政の下部機関ではないとは言いながら、市との法的な関係があいまいなまま、その補完機能に対し多くの公金が交付金(報奨金、委託料、補助金等)として渡されている事実があり、本件についても高額な配布手数料が任意団体に渡され、同じ住民であり、同じ税金支払者でありながら任意団体への加入の有無を以て自宅等に配達される事と、配達されない事は法的判断に於いても差別であることは明白であります。このように法を前提に考えれば、本件が法に違反する行為であることは明白であり、これを合法と言う市の態度自体が違法であり強弁であると言わざるを得ません。市は差別ではないと主張するならば法的根拠を以て市民に対し証明する義務があります。本件について市は法的根拠が明確で無いまま長期間にわたり違法行為を行っていたことを認め是正される事が市民の信頼を得られる正しい行政の在り方だと思います。

●近隣の市における個別配布と本件差別配布について。

近隣の市である浦和市、蕨市、草加市ではご存じのとおり配布業者、婦人連絡員、新聞折り込み等で配布し町会等に手数料等の公金支払いを行っていない事実があります。これら各市の詳細は省略致しますがほぼ所帯数が同一の浦和で行なえるものが川口市で実施できないことはないと考えます。また年間約六千五百万円の手数料が町会の収入にならないことで町会側の不満となる可能性があるかとも思いますが、これは本来のおかしな形が正されるものであって市の言う行財政改革の趣旨から言えば合法的な本来の任意団体と行政の姿に戻るものであって何ら問題は無い筈です。川口市の町会も昭和 22 年 5 月 3 日政令第 15 号で廃止されたが、現在、行政の末端機構的な面で、その基本的な性質は行政の補完機能をもち活動している部分がありこれに多くの交付金(例として町会年度予算の 30%~40%)が任意団体である町会に支給されている事実がある。

川口市では転入者等に対し市民になったら《あなたの市民生活は町会(自治会)に加入からスタートします》と公然と任意団体である町会への加入を市が呼び掛け、加入しない者には市民の生活必要情報である広報紙を戸別配布せず、必要なら配置場所に取りに来ればよい、と違法行為である差別を公然と行なっています。

任意団体の補完機能を公金と引き替えに下部組織的に利用することは違法、不当であることは勿論であるが、それに加え更に任意団体である町会への加入の有無を以て市民を差別することは重大な違法行為であり許されない事であります。

監査委員各位は法の解釈にあたり現実に法を合わせ解釈する事無く、法を法として正確、且つ明確に解釈され本件違法行為についての判断をお出し下さるようお願い私の陳述を終わります。

以上